平成２２年（フ）第２００号
兵庫県姫路市家島町真浦1194番地
破産者　光海運有限会社
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２１０号
岡山市東区一日市230番地
破産者　長田　礼子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１号
佐賀県佐賀市唐人２丁目２番６号
破産者　株式会社ヒートアイランド
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
青森市久須志１丁目19番25号
破産者　被相続人石澤龍四郎相続財産
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４２号
埼玉県秩父市下影森172番地１
破産者　株式会社鳥場サンビューティー
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５７号
埼玉県行田市大字若小玉3813番地３
破産者　有限会社佐藤木型
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第８９２号
岐阜県各務原市鵜沼東町３丁目175番地１
破産者　井戸　稔治
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
岐阜市本郷町１―13　ハイツ本郷Ａ４号室
破産者　有限会社スタジオアルファーニジュウイチ
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
岐阜市本郷町１丁目13番地　ハイツ本郷Ａ４号室
破産者　磯谷総一郎
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４号
愛知県稲沢市六角堂西町４丁目５番地１
破産者　株式会社キムラコーポレーション
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１６０号
三重県鈴鹿市稲生町8335番地
破産者　有限会社一世建設
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７５号
三重県松阪市嬉野上野町字御殿山1761番地の７
破産者　有限会社中谷製作所
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４５号
和歌山県紀の川市上野180番地の１
破産者　株式会社関西技建
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３号
和歌山市平尾８番地の１
破産者　株式会社興紀建設
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３号
徳島県阿南市那賀川町今津浦養老31番地３
破産者　株式会社日環工
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第４５５号
香川県高松市寺井町1106番地６
破産者　ビジネスサポート株式会社
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１９号
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢23―20、破産手続開始決定時の住所長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東170番地
破産者　上原　脩司
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２８号
広島県呉市仁方西神町１番25号
破産者　松本　光子
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２０年（フ）第１０８８号
鹿児島県鹿児島市田上２丁目６番24号丸山方
破産者　松下順二郎
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１６４２号
福岡県大野城市南大利１丁目８番19号、開始決定の住所仙台市青葉区錦ケ丘７丁目９番地の３
破産者　齋藤　園子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１４３号
福島県郡山市久留米４丁目６番地の４
破産者　松尾　久幸
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係